

「第二期京都市動物愛護行動計画概要案」に関する市民意見募集結果

1 意見募集期間

令和3年1月4日（月）～令和3年2月5日（金）

2 周知方法

ホームページ掲載，市民意見募集冊子の配布（市役所案内所，各区役所・支所，医療衛生センター，動物愛護センター，京都市獣医師会会員動物病院等），動物愛護センターSNSによる発信 等

3 募集結果

(1) 意見数

意見者数：413人 意見数：1,379件

(2) 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

(3) 御意見の内訳・主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方

別紙2のとおり

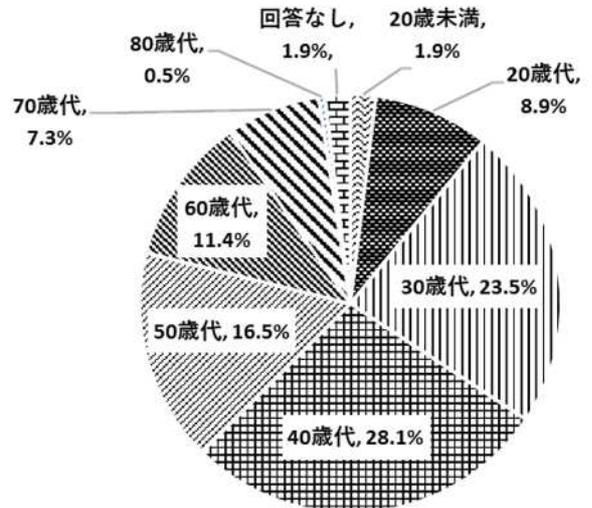
4 今後の予定

令和3年2月 京都市動物愛護推進会議への報告
同年3月 策定

「第二期京都市動物愛護行動計画概要案」に関する御意見をいただいた方の属性

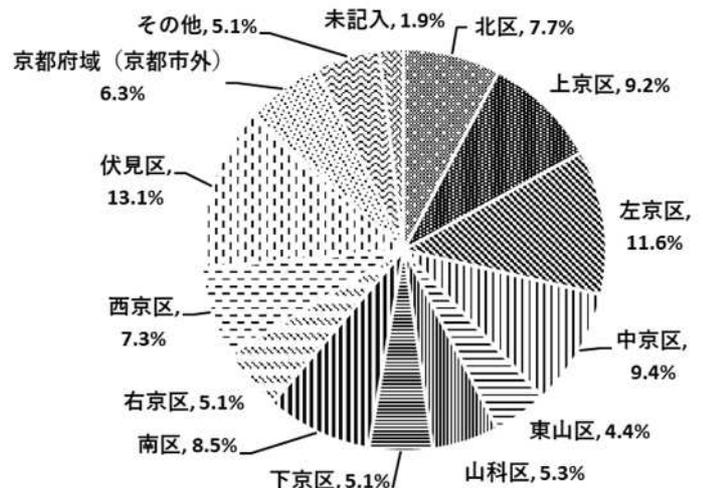
1 年齢

年代	人数	割合
20歳未満	8	1.9%
20歳代	37	8.9%
30歳代	97	23.5%
40歳代	116	28.1%
50歳代	68	16.5%
60歳代	47	11.4%
70歳代	30	7.3%
80歳代	2	0.5%
回答なし	8	1.9%
合計	413	100.0%



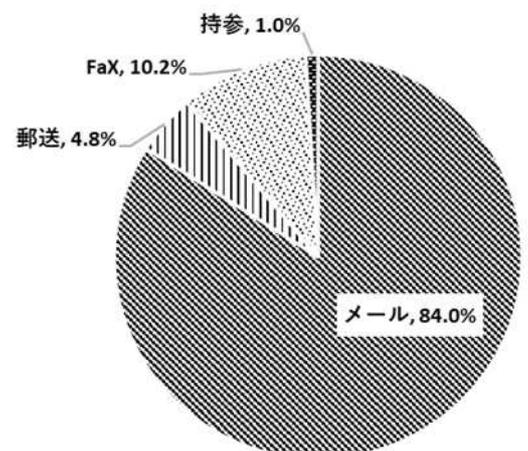
イ 居住地

行政区等	人数	割合
北区	32	7.7%
上京区	38	9.2%
左京区	48	11.6%
中京区	39	9.4%
東山区	18	4.4%
山科区	22	5.3%
下京区	21	5.1%
南区	35	8.5%
右京区	21	5.1%
西京区	30	7.3%
伏見区	54	13.1%
京都府域（京都市外）	26	6.3%
その他	21	5.1%
未記入	8	1.9%
合計	413	100.0%



ウ 提出の方法別

方法	人数	割合
メール	347	84.0%
郵送	20	4.8%
F A X	42	10.2%
持参	4	1.0%
合計	413	100.0%



「第二期京都市動物愛護行動計画概要案」に関する
 主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方について

【御意見の内訳】

項目	意見数
○ 新しい指標（引取数、返還・譲渡率・殺処分数）について	347
○ 指標値達成に向けた取組	950
I 動物のことを思いやりましょう。	
・ 収容動物の返還，譲渡の推進について	(102)
II 動物のことを学びましょう。	
・ 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施について	(31)
III 動物との正しい関わりを考えましょう。	
・ 所有者等のいない猫対策の推進について	(205)
・ 多頭飼育崩壊対策について	(169)
IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。	
・ 飼い主責任の徹底について	(150)
・ ひとり暮らし高齢者対策について	(146)
V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。	
・ 動物愛護ボランティア等との協働について	(19)
・ 動物愛護の情報発信及び協働の推進について	(58)
・ ペットに係る災害時の対策について	(14)
・ 動物取扱業者の監視指導について	(56)
○ その他	82
合 計	1,379

○新しい指標（引取数、返還・譲渡率・殺処分数）について（347件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
・数値目標は良い。実現に向け、あらゆる施策を検討してほしい。	9	<p>本計画では、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、計画に掲げた施策・事業の実施状況を把握し、適切に評価していくため、複数の指標項目を設定します。</p> <p>また、国の基本指針においては、殺処分を透明性を持って、戦略的に減らしていくことが必要であるとし、「殺処分の区分②について返還・譲渡を進め、令和12年度の殺処分数について平成30年度比50%減を目指す。区分①、③については引取数を減少させ、結果的に該当する数を減少していく。」と示されていることから、本市では、この基本指針の考え方やこれまでの取組の実績を踏まえ、各々の指標項目に対して、より厳しい指標値を設定しています。</p> <p>今後も終生飼養など、飼い主責任の徹底を図るとともに、保護収容動物の返還、譲渡の取組を一層推進していくことにより、一日でも早い指標値の達成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>（P24～P26）</p> <p>【第1節 指標項目と指標値について】</p>
・猫の殺処分数が多く、譲渡数が少ない。	18	
・引取数はゼロにすべき。	5	
・引取料金を引き上げ、簡単な気持ちでの持ち込みを減らす。	1	
・引取数を下げようとする、捨てられる等の可能性があるため引取数減の指標は止めるべき。	12	
・ボランティアと協働で返還・譲渡率を100%に近づけてほしい。	16	
・譲渡率を上げることに注目すると、不適切な飼い方をする人にも譲渡し、虐待され不幸な犬猫が増える可能性が高まる。	1	
・殺処分をゼロにすべき。そのための予算措置もするべき。 ・市長の選挙公約に殺処分ゼロを目指すであった。選挙公約違反である。	271	
・「殺処分ゼロ」を掲げるべきではない。掲げた自治体の団体譲渡先である、保護団体は多頭飼育崩壊となっている。 ・安楽死を考えないといけない場合は殺処分も仕方がない。	8	
・地域猫活動数、去勢率、手術頭数も指標に追加してはどうか。 ・「ペット可能な物件の増加」を指標にし、不動産業界と譲渡を推進して欲しい。 ・爬虫類などにも新しい指標が欲しい。	6	

○指標値達成に向けた取組（950件）

I 動物のことを思いやりましょう。

- ・ 収容動物の返還、譲渡の推進について（102件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
・ボランティアと連携して譲渡率を上げるべき。 ・京都市獣医師会も譲渡事業に協力すべき。	39	<p>御意見を踏まえ、ボランティア、京都市獣医師会、及び民間団体等と連携し、動物愛護センターに収容されている動物の譲渡に向けたPRを強化してまいります。（P27）</p> <p>【民間団体等と連携した譲渡事業の推進】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・保護された犬猫の情報をホームページやSNSにより、リアルタイムで保護動物の情報（性格など）を発信してください。 ・迷子犬猫情報に、写真を追加してほしい。 ・殺処分される猫の画像や殺処分予定日を公表して欲しい。無関心による飼育放棄、虐待等が抑制できる。 ・地域の掲示板や学校に里親募集中の犬猫のポスターを掲示して欲しい。 	1 2	<p>御意見を踏まえ、動物愛護センターで保護している犬猫及び新しい飼い主を募集している犬猫について、ホームページのほか twitter や facebook, instagram をはじめとしたSNSなどあらゆる広報媒体を活用して積極的に情報発信を行ってまいります。</p> <p>(P 2 7)</p> <p>【京都動物愛護センターからの収容動物に関する情報発信（ホームページ、SNS等の活用）】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ装着義務化を急ぐ。 ・マイクロチップの普及促進について具体的に検討すべき。 ・市と病院が提携しマイクロチップ登録に補助が出るなどしてもらいたい。 ・マイクロチップを義務化、番号の管理を一ヶ所もしくは、管理所が複数であっても登録内容を共有し、誰が何処から問い合わせても、番号から飼い主が判明するようになりたい。 ・マイクロチップは良いことだと思う。助成を続けて欲しい。 ・マイクロチップ埋め込みは罰則規定を設けて必須とする。 ・ペットを登録制にすべき。 	3 2	<p>動物愛護管理法の改正により犬猫へのマイクロチップ装着が義務化されることになり、令和4年6月の施行に向けて、国による整備が進められています。本市では、法改正に先立ち、平成27年に「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」（以下、「マナー条例」という。）を制定し、犬猫へのマイクロチップ装着等による所有者明示を飼い主の努力義務としています。</p> <p>また、マイクロチップの普及を図るため、同年度から京都市獣医師会との協働により、犬猫にマイクロチップを装着できる助成制度を実施しています。</p> <p>引き続き、京都市獣医師会と連携し、マイクロチップ装着に係る一層の普及促進を図り、動物愛護センターでは、マイクロチップを装着したうえで犬猫を譲渡してまいります。</p> <p>(P 2 7)</p> <p>【マイクロチップ装着の普及促進（所有者等の明示の推進）】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ミルクを必要とする子猫を今以上に生かす対策が必要。ミルクボランティアを養成して処分数を減らせないでしょうか。産まれてきた命を繋げる努力をして欲しい。 ・生後2ヶ月までの子猫を育てる大変さを周知し、税金から預りボランティアさんに報酬を支払うくらいすれば良いと思います。 	8	<p>本市では野良猫が産み落とした子猫の収容が多いことから、平成27年度から、産まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、飼育していただく「子猫の一時預かり在宅ボランティア」制度を実施しており、今後、本制度の充実を検討してまいります。</p> <p>(P 2 8)</p> <p>【子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・京都だけでなく、他府県の方にも譲渡し、殺処分の減少につなげてほしい。 	3	<p>動物愛護センターでは平成27年度より、引取・保護した動物を府市で一元的に管理し、譲渡した犬猫に関する情報を集約し、効果的に発信するなど、府市が一体となった広域的な譲渡を推進しています。</p>

		<p>また、譲渡した犬猫は、新しい飼養環境に馴染めずに問題行動を起こすこともあるため、譲渡後の相談会を開催する等により、飼い主への支援が必要であると考えています。</p> <p>(P 28)</p> <p>【府市連携による広域譲渡事業の実施】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動による持ち込まれた犬については、職員やトレーナーが訓練を行う。 ・殺処分①の頭数減のために治療、人馴れをして譲渡する。 ・人馴れなどの訓練もなしに殺処分になるのか。名もなく、人間の勝手に消されて行く命がある事をないことにしないで欲しい。 	8	<p>動物愛護センターの収容犬のうち、かみ癖などの問題行動がある犬については、外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行う「京都方式」によって、譲渡適性の獲得に努めています。</p> <p>また、譲渡した犬猫が、新しい飼養環境に馴染めずに問題行動を起こすこともあるため、譲渡後に相談会を開催するなど飼い主の支援も行っています。</p> <p>(P 28)</p> <p>【京都方式による犬の譲渡の推進】</p>

II 動物のことを学びましょう。

- ・ 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施について（31件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護教育について全公立学校にて行うべき。 ・本の読み聞かせや教材として副読本を使うことで子供達に良い影響がある。授業に犬猫が参加する形式では、犬猫にとって緊張するものとなり、動物愛護の精神に反する。本を利用する事も大切です ・オンライン化など、コロナ対策と両立しうる動物愛護副読本を活用した動物愛護教育も必要と感じる。 ・副読本に、保護動物を飼うという選択肢があることや、心に響く物語や実話もあった方が、子どもの印象に残りやすく、子ども自身が動物愛護について考えやすいのではないか。 	16	<p>動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、平成28年3月に動物愛護憲章をもとに幼児や小学校低学年向けに副読本を作成しました。</p> <p>毎年、この副読本を教育委員会の協力を得て、市内の小学校1年生に配布しており、生活科の授業等で活用されています。</p> <p>改めて教育現場の意見等を聞き、教材としてより活用しやすい内容となるよう改訂することし、その副読本の活用状況についても把握してまいります。</p> <p>(P 28)</p> <p>【動物愛護副読本を活用した子ども向け動物愛護教育の実施】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体とも協力し、積極的に出前講座を行い、全ての児童が一度は講座を受けられるようにする。 ・小学校等で、実際に動物保護活動やTNR活動を行っている方々に命の授業を行ってほしい。ペットショップの裏側や悪徳ブリーダーの現実を周知するべき。 	9	<p>幼少期、少年期における動物愛護精神の形成を目的として、平成24年度から、本市職員の獣医師や動物愛護ボランティアが講師となって小・中学校等に出向き、学年に応じた講座（授業）を実施しています。</p> <p>幅広い年代の子どもたちに対して、動物愛護センターで保護した犬猫の現状（殺処分の実績等）を伝え</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・教育の場でも動物愛護センターのことをどんどん伝えて欲しい。 ・殺処分の現状等を、学校の授業で周知啓発するべき。 		<p>ていくため、小学校高学年や中学生等に向けた教材を研究し、出前講座を実施します。</p> <p>(P 29)</p> <p>【学校教育現場における出前講座の実施】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・少年院などの入院者に対する矯正教育活動の一環としてワーキングドッグを引退したセラピードッグを活用してはどうか。 ・多くの飲食店、スーパーマーケットなどで、障がい者がワーキングドッグと楽しい時間を過ごしていただけるよう進めていただきたいです。 	4	<p>動物愛護啓発事業において、関係団体と連携し、ワーキングドッグ（盲導犬や聴導犬など）の活動を紹介するなど、広く社会に認められるよう普及啓発に努めています。</p> <p>(P 29)</p> <p>【ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市動物園でも預かり飼育はできないか。 	2	<p>「京都市動物園」は動物の飼育・展示による学びの場であり、また、種の保存に寄与し、野生動物の生態等について調査研究を推進する施設です。動物園とは相互に連携し、動物愛護精神の普及啓発を図ってまいります。</p> <p>(P 29)</p> <p>【動物園と連携した動物愛護精神の普及啓発】</p>

Ⅲ 動物との正しい関わりを考えましょう。

・所有者等のいない猫対策の推進について（205件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・京都市まちなこ活動支援事業は素晴らしい。癒しの象徴である猫を通じて地域の交流が深まっている。 ・まちなこ活動の周知が必要 ・まちなこ活動の登録手続きが大変。特に町内会の同意を緩和して欲しい。 ・手術頭数を増やすべき。 ・TNR活動を広報・支援すべき。 ・民間団体の助成金を活用して欲しい。 	168	<p>まちなこ活動支援事業について、ホームページ等で事業の周知を図るとともに、野良猫で困っている地域にお住いの方等に対して本事業を紹介し、活動登録を促してまいります。</p> <p>また、地域との合意形成に係る活動者への支援の充実を図るとともに、より多くの頭数のまちなこを避妊去勢手術ができるようにするため、強化期間を設けます。</p> <p>(P 29)</p> <p>【京都市まちなこ活動支援事業の推進】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫等への餌やりは許されないことを市民しんぶん等で広報すべき。 ・「餌やり禁止」のポスターは、餌やり全てが禁止だと思ってしまう。「適切な給餌をすること」、「給餌をするなら避妊去勢手術もすること」といったポスター等に修正すべき。 	37	<p>マナー条例に基づき、不適切な餌やりにより野良猫が増え、周囲の住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、地域ぐるみでの啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組んでいます。</p> <p>(P 29)</p> <p>【野良猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組】</p>

・多頭飼育崩壊対策について（169件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 率先して動物愛護と社会福祉の温度差を埋める様な、お互いを知る取り組みを実施して欲しい。 ・ 多頭飼育崩壊の通報先の周知が必要。 ・ 早期に精神ケアなどができるケアワーク、サポートを行政が用意する必要がある。対策部署を行政で明確にする事も重要。 	70	<p>環境省が策定する「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン」を踏まえ、関係部署との連携を強化するとともに、地域の介護関係者等への研修の実施等により、多頭飼育対策についての情報や課題の共有を図ります。</p> <p>（P30）</p> <p>【社会福祉施策と連携した多頭飼育者対策の実施】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い犬・猫の避妊去勢手術に係る助成事業を充実すべき。 ・ 民間団体の助成金も活用し、多頭飼育崩壊を解決に導いて欲しい。 	99	<p>本市では、京都市獣医師会と連携し、京都市内で飼育されている飼い犬、飼い猫の避妊去勢手術の費用の一部を助成しており、令和元年度からは助成枠を拡大し、事業の充実を図っています。</p> <p>（P30）</p> <p>【無秩序な犬猫の繁殖を抑制するための避妊去勢手術の推進】</p>

IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

・飼い主責任の徹底について（150件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍の影響で軽い気持ちでペットを飼う人へ啓発する取組が必要 ・ これからペットを飼う方に対しては、譲渡会やペットショップで、終生・適正飼育の説明をすべき。終生飼養できる自信がなければ飼うべきではない。 ・ 入院、死亡、コロナで陽性となった際など、飼育できなくなった際の取扱いについて事前に備えることを啓発すべき。 ・ 猛暑の中の犬の散歩を規制して欲しい。 	54	<p>「ウィズコロナ」時代における新しい生活スタイルに対応するために、リモートでも参加できるイベントを開催するなど、ペットを飼っている方も飼っていない方も、身近な動物に関心を持っていただき、動物の命を尊重し、動物の正しい飼い方についての理解を深めていただく取組を進めてまいります。</p> <p>動物愛護センターの屋外ドックランについては、利用者である飼い主と犬の安全や健康を第一に考え、また、適正飼養の啓発の一環として、熱中症の危険を伴う高温多湿の状況では閉所することとしました。</p> <p>（P30）</p> <p>【終生・適正飼養に関する啓発】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所での生活の為に事前にしつけを徹底する必要がある。しつけ方について具体的なガイドラインを示してほしい。 ・ しつけなどの困りごとを気軽に相談できる専門家が動物愛護センターにいて欲しい。 	6	<p>動物愛護センターにおいて、飼い主等に対して動物の適正飼養等を啓発することを目的とした「犬・猫と楽しく暮らすための教室」や「飼う前に考えよう」講座等を定期的開催しています。</p> <p>（P30）</p> <p>【犬・猫と楽しく暮らすための教室】、「飼う前に考えよう講座」等の定期的な開催】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防ワクチンの接種は「法律で定められた飼養者の義務」であることを周知すべき。 ・登録・狂犬病予防接種率も、近くのドッグカフェやドッグランのクーポンをもらえるなどの特典があれば接種率が上がる。 	2	<p>本市では、犬の登録と狂犬病予防注射について、全戸回覧等により犬を飼養している全世帯に向けた情報発信を行っています。</p> <p>また、狂犬病予防に基づく登録と注射を動物愛護センターのドッグラン及びトリミングルームの利用条件とすることで、登録・注射率等の向上を図っています。</p> <p>(P 31)</p> <p>【犬の登録・狂犬病予防接種の徹底】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・猫の屋内飼養を徹底して欲しい。外飼いの飼い主については、条例で取り締まって欲しい。 ・犬のふんの放置が多い。取締りを強化すべき。 	20	<p>マナー条例では飼い主の責務として、猫の屋内飼養や犬のふんの回収等について定めています。</p> <p>引き続き、マナー条例に基づく取組を進め、不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するとともに、街の美化の推進や生活環境の保全を図ってまいります。</p> <p>(P 31)</p> <p>【周辺の迷惑行為防止の徹底】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待のように、動物虐待にも強い権限のもとで介入できるようになって欲しい。 ・法律や条例でネグレクト状態の犬や猫の所有権取消、罰金などを可能にするべき。 ・警察との連携が必要。京都府警とも対策を検討すべき。 ・動物遺棄、虐待がおこれば、過去には傷害事件などに発展する場合があります、地域住民の不安が強くなる。早期発見、相談が必要 	68	<p>動物愛護センターでは、ペットの飼い方に悩んだ飼い主が安易に遺棄しないように、適切な飼育方法についての講習会の開催や相談に応じています。</p> <p>平成26年1月に京都市、京都府、京都府警察で立ち上げた「動物愛護管理事業推進連絡会」により、動物の虐待や遺棄事案の情報共有や連絡相談体制の強化を図るとともに、また、京都府警察等と連携し、令和元年の改正動物愛護管理法で罰則が強化されたことを周知するなど、遺棄や虐待等を未然に防ぐ取組を進めています。</p> <p>令和元年の改正動物愛護管理法において虐待事案に係る獣医師の通報が義務化されたことを受け、京都市獣医師会とともに虐待事案に対応するための連絡体制について検討してまいります。</p> <p>(P 31)</p> <p>【動物の遺棄・虐待の防止（罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携）】</p>

・ひとり暮らし高齢者対策について（146件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・人のための福祉と、動物愛護を結びつけ諸問題の解決を期待する。 ・福祉関係職員に相談窓口等に関する研修をして欲しい。 ・研修会などを通じてケアマネに対してペット問題を知ってもらう機会を作る必要がある。 ・高齢者自身に万が一の時があってもペットが困らないよう、民間のサービスを充実して欲しい。 ・行政がサービス展開のきっかけを作って欲しい。 	146	<p>飼い主に向けて、一時預かり先等の確保を含め、終生飼養の周知を強化するとともに、介護関係者等への情報提供等、社会福祉関係部署との連携を図ります。</p> <p>また、ひとり暮らしの高齢者が、ペットを終生飼養するに当たって、どういう支援を必要としているかを把握するため、高齢者、介護関係者等に対するアンケートを行い、またその結果をペットホテルやペットシッター等の民間事業者等に情報提供し、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるような枠組みを検討します。</p> <p>（P32）</p> <p>【社会福祉施策と連携したひとり暮らし高齢者対策の実施】</p>

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

・動物愛護ボランティア等との協働について（19件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・計画を実践するためには、ボランティアを増やし、動物愛護団体やNPOとも連携するべき。 ・犬の預かりや、老犬・猫の看取りも見据えた引取りはボランティアにも関心がある。動物愛護センターから遠方に住んでも協力できるボランティア活動を充実して欲しい。 	13	<p>本市では、NPO等とも連携し、小学校等への出前授業やペット防災等の事業を、「子猫の一時預り在宅ボランティア」との協働で子猫の譲渡事業を積極的に進めています。</p> <p>動物愛護センターでは、ボランティアスタッフと協働で、動物舎の清掃や給餌、来所者の案内、普及啓発イベントの企画・実践、機関誌編集、展示コーナー製作、ボランティア元気アップ活動を実施しています。</p> <p>また、動物愛護センターに愛着を持っていただき、本市の動物愛護施策に賛同いただいた方には、「京都市動物愛護事業推進基金」への御寄付や動物愛護センター公式SNSで発信している情報の拡散という形で多くの方に御協力をいただいています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護推進員について、何もわからない人に肩書きをつけるのは、いかがなものか。 ・動物愛護推進員の方々に動物愛護の研修は良いことだと思います。 	3	<p>動物愛護推進員を対象とした研修会等を定期的開催し、動物愛護に関する情報提供を行い、施策への理解と協力を求めてまいります。</p> <p>（P32）</p> <p>【動物愛護推進員を対象にした研修会の実施】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ペットショップでは酷い状況で犬猫が飼われていることを市の職員へ周知していただきたい。 ・炎天下や雪空の下に目が見えない老犬が繋がれていたが、行政職員は注意もしなかった。明らかに虐待案件であり、担当職員の共通意識と、意識向上をお願いします。 	3	<p>動物愛護担当者の資質向上のため、国等が開催する各種研修会に積極的に参加させるとともに、本市自らも動物愛護担当者を対象とした研修会等を開催し、担当職員の知識や技術の研鑽を図ってまいります。</p> <p>(P 3 3)</p> <p>【動物愛護行政に精通した職員の育成】</p>
---	---	--

・動物愛護の情報発信及び協働の推進について（58件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・京都動物愛護センターはよく頑張っている。SNSを見れば分かる。 ・SNSの活用や新聞、テレビ、ラジオなどのメディアで子どもから高齢者まで、動物愛護について普及して欲しい。 ・屋外にいる猫がいかに危険にさらされているか、ということに特化した広報をメディア・紙媒体で行うべき。 ・京ちゃん・都ちゃんのラインスタンプの種類を増やして欲しい。 	36	<p>御意見を踏まえ、ホームページや twitter, facebook, instagramをはじめとしたSNSや広報媒体を積極的に活用し、またボランティア等との協働で、より多くの方に本市の動物愛護施策・動物愛護センターを知っていただくための情報発信を行います。</p> <p>また、動物愛護センターの認知度等を把握するためのアンケート調査を実施いたします。</p> <p>(P 3 3)</p> <p>【動物愛護に係る事業や取組の配信（ホームページ、SNS等の活用）】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護事業推進基金の用途を明確にして欲しい。 ・啓発は基金ではなく税金ですべき。 ・動物の飼養、治療のみを用途としたふるさと納税の項目をつくるべき。 ・殺処分ゼロ実現に特化したふるさと納税を作って欲しい。 	22	<p>動物愛護センターの開設、運営に当たって所要の財源を確保するため、平成24年度に「京都市動物愛護事業推進基金」を設立し、ふるさと納税の一つとして、寄附金を募っています。</p> <p>これまでにいただいた寄附金については、センターの整備費のほか、本市が実施する動物愛護事業の財源として有効に活用しており、ホームページで掲載しています。</p> <p>この動物愛護事業推進基金を積極的にPRし、民間団体等にも働きかけることにより、寄附金による本市の動物愛護施策への協力を求めることとし、動物愛護事業を拡充してまいります。</p> <p>(P 3 3)</p> <p>【京都市動物愛護事業推進基金の周知啓発】</p>

・ペットに係る災害時の対策について（14件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災として、アレルギーの方が重症になった場合に対処できないため、避難所でペットを受け入れることはできない。（ペットより人の命が大事です。） ・避難所は人とペットとを分離して運営することになっているが、鳴く等で分離出来ないことが想定される。区単位で「ペット同伴避難所」を設置して欲しい。 ・ペット防災の講座をもっと無料で開催してもらえれば、関心が広がる。 ・ペット同行避難に協力してくれる人材の教育と協力が必要。 	13	<p>災害時に、飼い主がペットを連れて避難できるよう、また、連れてきたペットを巡ってトラブルが生じないように、各避難所の運営者に対し、ペット受入場所や受入ルールの検討を、防災担当部署と連携し、働きかけています。</p> <p>また、飼い主は平常時から備えを行い、避難所においても周囲に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養するよう、飼い主の意識向上に向けた啓発を行ってまいります。</p> <p>（P33）</p> <p>【ペットとの同行避難に向けた避難所での受入体制の構築】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・センターが被災した場合、公園等にプレハブやテントを建てるべき。 	1	<p>災害発生時に、動物愛護センターを拠点として、京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、飼い主とはぐれた動物の保護や、飼い主を支援できる体制を確保してまいります。</p> <p>（P34）</p> <p>【災害時の放浪動物の保護や飼い主に対する飼養継続の支援】</p>

・動物取扱業者の監視指導について（56件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・事前連絡無しの立入調査等で動物愛護管理法に適していないことが分かった事業者には適切な行政処分をお願いします。 ・動物保護団体等の第二種動物取扱業者に対し、立入調査をするだけでなく、「引取数」「譲渡数」「一時預け数」を報告する努力義務を課すべき。 ・生体販売は無くすべき。 	53	<p>動物愛護センターでは、動物愛護管理法に基づき、動物取扱施設に立入調査を行い、施設基準の適合状況や動物の管理状況等の確認を行っています。</p> <p>また、不適切な事例があった場合には、是正を行うよう指導し、また必要に応じて警察と連携し、厳正に対応してまいります。</p> <p>（P34）</p> <p>【動物取扱業者に対する監視指導と違反業者に対する厳正な措置等】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・簡単に命を買わせない事が大事 ・ペット購入時に及び譲渡時に身分証の提示を義務付ける。 ・説明責任を強化し、履行しない販売店へ罰則を適用すべき。 	3	<p>動物取扱責任者研修会等を通じて、動物取扱業者に対して生体販売時における飼い主への終生飼養をはじめ飼養等に関する説明責任の徹底について指導しています。</p> <p>（P34）</p> <p>【動物取扱業への動物の販売時における購入者への説明責任の徹底】</p>

○その他（８２件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい計画案に賛成。京都市の愛護行動計画はとても先進的で愛情と努力を感じております。 ・京都動物愛護センターは非常に良く動物問題に取り組まれている。 	32	<p>「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて、着実に計画を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・弱い立場の動物達が守られる世界は子供等も大切に作る社会につながる。取組の継続をお願いする。 ・「1人で多く」から「1匹を多くの人で」へ変えていきましょう。 ・命に関わる問題を、財政難を理由に逃げてはいけない。 	14	<p>人と同じようにかげがえのない命を持ち、身近なところで共に生きている動物との関わりについて、一人ひとりが自ら考え、行動するために、京都動物愛護憲章を定めており、京都市・京都府の共通の理念としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の現場でたくさんの命を救っている方の意見を聞くべき。 ・この計画をどのように考えたのか。 	2	<p>計画の策定にあたり、市民、事業者、有識者、愛護団体、教育関係者等を委員とする「京都市動物愛護推進会議」を開催し、専門的な見地から幅広く御意見をいただいているほか、計画に対する市民意見の募集に際して、社会福祉関係者にも周知し意見を求めました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・野犬について増やさない対策に力を入れ、早期に保護、譲渡してほしい。 	3	<p>捕獲檻の設置などによる保護のほかに、野犬の繁殖にもつながる餌やり行為を中止させるため、マナー条例等関係法令に基づく指導に注力しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・殺処分はガス室ではなく、安楽死にして下さい。 	3	<p>本市では、やむをえず殺処分をせざるを得ない場合、麻酔薬の注射により、できる限り動物に苦痛を与えない方法で実施しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「ペット税」も視野にいれてもよい。 ・犬猫を引き取るシェルターを作るべき。 ・動物実験を行わない、革製品など動物由来の素材を使わないなどを推進してほしい。 ・プラントベースを推進してほしい。 ・観光場所をペット同伴可にする呼びかけをして欲しい ・譲渡推進のために、ペット可の賃貸が増えるといい。 	28	<p>多様な観点からの御意見として、今後の施策・事業の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>